

委員会運営規程

第1章 総 則

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）定款第10章に示す委員会の運営について定める。

2 男子体操競技、女子体操競技、新体操、トランポリン強化本部は委員会とみなす。

第2章 委 員

第2条 委員会には、次の役職を置く。

委員長 1名
副委員長 若干名
委員 若干名

2 強化本部における、本部長は委員長、副本部長は副委員長、部員は委員の別称とする。

第3条 委員長、副委員長ならびに委員は、理事会において選出し、会長が委嘱する。

第4条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

4 委員は、日常業務を処理する。

第3章 任 期

第5条 委員長、副委員長ならびに委員の任期は、2年以下とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 委 員 会

第6条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第7条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

2 緊急を要するために、委員会に付議することが困難なときは、持ち回りにより審議し決議することができる。但し、次の委員会で報告し、承認を得なければならない。

3 委員会は議事録を作成し、委員長、及び委員会に出席した委員2名以上の議事録署名人の記名、押印を必要とする。

4 委員会の活動は年に1回以上、議事録を添え理事会または業務執行役会議に報告をしなければならない。

第8条 委員会は、その関連事項を処理する。とくに重要事項については理事会または業務執行役会議の承認を得なければならない。

2 重要事項は下記のとおりとする。

- (1)代表選手の選考方法
- (2)新事業の開催
- (3)補正予算が必要な案件
- (4)その他理事会または業務執行役会議が必要と認めたもの

3 重要事項については、委員会での議事録を添付する事を要する。

第9条 委員会が専門部を置く場合、その会議は専門部担当委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

第6章 専門部

第10条 委員会には、日常業務を遂行するために、専門部を置くことができる。

第11条 専門部は、委員会役職員をもって構成し、その代表者を部長とする。

2 部長に事故あるときは、あらかじめ部長が指名する委員がこれを代行する。

第12条 専門部の部長、部員及び業務分掌は、委員会で決める。

第13条 専門部の業務に関連する報告や審議案件は委員会に対して行い、重要事項においては委員会を通じて、理事会または業務執行役会議の承認を得なければならない。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24年 12月 9日 制定

平成 31年 3月 9日 改定

平成 31年 3月 9日 施行

令和 5年 3月 10日 改定

令和 5年 6月 25日 施行

令和 5年 9月 15日 改定

令和 5年 9月 15日 施行